大郷町部活動地域展開のガイドライン

第１版

大郷町教育委員会

令和８年１月

第１章 ガイドライン策定の背景
１　国・県の動向

第２章 本町の中学校部活動を取り巻く現状
１　本町の現状

第３章 基本的な考え方
１　趣　旨
２　位置付け
３　取組みと展開イメージ
４　目指す方向性

第４章 部活動地域展開に向けた基本方針
１　地域展開に係る体制整備
２　指導者の確保・育成
３　適切な休養日や練習時間
４　活動場所
５　会　費
６　ガイドライン見直し

第１章 ガイドライン策定の背景

１　国・県の動向

学校部活動については、これまで文部科学省において、平成２５年に「運動部活動での指導のガイドライン」の策定、平成２９年に部活動指導員制度の導入、平成３０年に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を行い、平成３１年（令和元年）には中央教育審議会や国会において、学校における働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが提案されました。

これらを踏まえ、令和２年に休日の部活動の段階的な地域展開を図る旨の方針が示されるなど、部活動改革の段階的な取組が進められています。また、令和４年６月には、運動部活動の地域展開に関する検討会議提言、８月には文化部活動の地域展開に 関する検討会議提言が取りまとめられ、１２月にはスポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。このことにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域クラブ活動への展開に向けた取組方針や対応に関する国の考え方が明確に示されました。

これらを踏まえ本県では、令和５年３月に「学校部活動と地域のクラブ活動等の ガイドライン」を策定し、令和５年度を「展開検討期間」と位置付け、令和６年度以降を「改革推進期間」として、準備が整った市町村から地域の活動に展開することが示されました。

（１）学校部活動と地域クラブ活動の主な違い

■これまで（学校教育法に基づく学校教育活動）

	平日（月～金）１日休み	土・日いずれか
	学校部活動	
運　営	学　校	
指導者	教員・部活動指導員（顧問）	
活動場所	学校施設	
活動単位	学校単位	
保　険	学校の保険	

■展開後（学校教育法に基づく学校教育活動から休日は社会教育法に基づく社会教育活動）

	平日（月～金）１日休み	連携	土・日いずれか　３時間以内
	学校部活動		地域クラブ活動
運　営	学　校		地域のスポーツ・文化・芸術団体等
指導者	教員・部活動指導員（顧問）		地域の指導者など
活動場所	学校施設		社会施設・学校施設
活動単位	学校単位		単一校に限らない
保　険	学校の保険		一般の保険など

平日は，これまでどおり学校部活動として顧問の先生指導・立ち合いの下に活動し，休日は，学校や保護者，地域の皆さんと連携しながら顧問の先生（指導を希望する先生を除く）以外の地域の指導者（団体）の方に技術指導や体験などを通じ子どもたちを育てるものです。

（２）休日の地域クラブ活動の役割と目的学校部活動において培われる子どもたちの自主性・協調性・友情や社会性など，基本的な考え方を尊重しながら，地域の皆さんとともに展開できる活動を目的としています

第２章 本町の中学校部活動を取り巻く現状

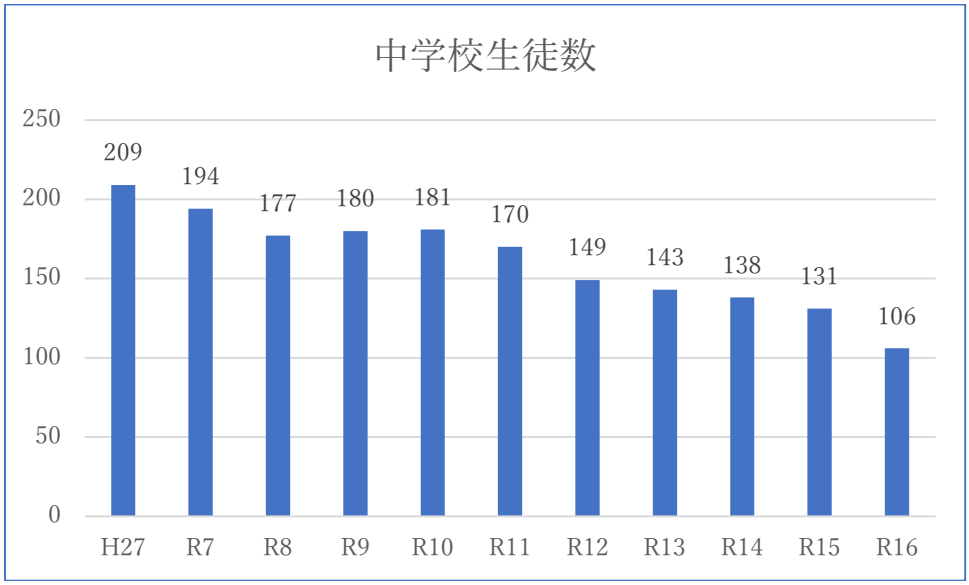
１　本町の現状

（１）生徒数の推移

本町の中学校生徒数は、平成２７年度の２０９人から令和７年度は１９４人（減少率 7%）となり、減少が進んでおります。今後は急激な生徒数の減少が予測されており、部員数減少に伴う練習環境の悪化やチーム編成の困難さが見込まれます。

【大郷町における中学校生徒数の推移（Ｒ８以降は見込み）】

（単位：人）



（２）部活動の部員数（令和７年４月２８日現在）　　単位：人

	１年	２年	３年	合計
野　球	８	４	１５	２７
サッカー	１０	１	８	１９
バスケット	５	５	３	１３
バレーボール	６	１１	９	２６
卓　球	４	６	６	１６
剣　道	５	４	６	１５
柔　道	４	５	１	１０
美　術	１４	１２	２０	４６
吹奏楽	１０	１１	１	２２
合　計	６６	５９	６９	１９４

（３）教員の負担

少子高齢化や情報化の急速な進展など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、ＩＣＴ教育への対応、いじめ・不登校への対応、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、教職員が取り組まなければならない課題も多様化・複雑化しており、教職員の厳しい勤務実態が社会問題化しています。

町教育委員会の調査では、月当たり時間外在校等時間が４５時間を超えた割合は、小学校と比較して中学校が高く、その中でも中学校での長時間の時間外勤務が目立っており、部活動の対応も要因の一つとして考えられています。

また、本人の専門性や意向にかかわらず、校務分掌の一環として務める顧問体制も負担となっています。

【参考】令和６年勤務時間状況調査により

	平均時間外（時間）	月当り時間外等時間数（延べ人数）			年間 360 時間以上（実人数）	職員数
		0～45 時間	45～80 時間	80 時間超		
小学校	22.5	272	26	2	1	25
中学校	46.3	128	83	29	8	20
計	34.4	400	109	31	9	45

第３章 基本的な考え方

１　趣　旨

少子化が進む中、子どもたちが身近でスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりを目指し、学校と地域が連携・協働の下、学校部活動の地域展開に向けた総合的・計画的な取組等を進めるため、学校や地域の実情に応じた休日の新たな地域クラブ活動の実現を目指すものです。

２　位置付け

本計画は、スポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や文部科学省による「学校の働き方改革 を踏まえた部活動改革」を参考に、スポーツや文化芸術活動を通した生徒の健全育成という観点から、本町中学校を対象とする学校部活動の地域展開を進めるための計画として位置付けるものです。

３　取組みと展開イメージ

<table>
<tr><th></th><th>令和７年度</th><th>８年度</th><th>９年度</th><th>１０
年度</th><th>１１
年度</th><th>１２
年度</th><th>１３
年度</th></tr>
<tr><td rowspan="3">県</td><td>改革推進期間</td><td colspan="7" rowspan="2">改革推進期間 →</td></tr>
<tr><td>休日の展開</td></tr>
<tr><td>平日の展開</td><td colspan="7">休日の展開の状況踏まえ取組を進める。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">町</td><td>展開検討期間</td><td rowspan="2">展開検討期間</td><td rowspan="2">試行期間 →</td><td rowspan="2">完了期間 →</td><td colspan="3" rowspan="2">改革推進期間 →</td></tr>
<tr><td>休日の展開</td></tr>
<tr><td>平日の展開</td><td colspan="7">休日の展開の状況踏まえ取組を進める。</td></tr>
</table>

県は令和６年度以降を「改革推進期間」として、準備が整った市町村から地域の活動に展開することとしております。

本町においては、各種目等での合意形成や条件整備等でばらつきは想定されるものの、子どもたちのよりよいスポーツ・文化芸術環境を整備するため、地域の実情に応じながら、県の休日展開期間（前期）令和１０年度を目処に地域展開を完了することを目指します。

４　目指す方向性

地域展開を進めていくに当たって、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術

活動の機会を確保するほか、学校の働き方改革による学校教育の質の向上に努めることとし、単に学校から部活動を切り離すということだけではなく、地域全体でスポーツ・文化芸術活動に親しめる社会の実現を目指します。

　令和９年度から休日の部活動を段階的に展開し、将来的に種目ごとに１つのクラブでの活動とします。

第４章 部活動地域展開に向けた基本方針

１　地域展開に係る体制整備

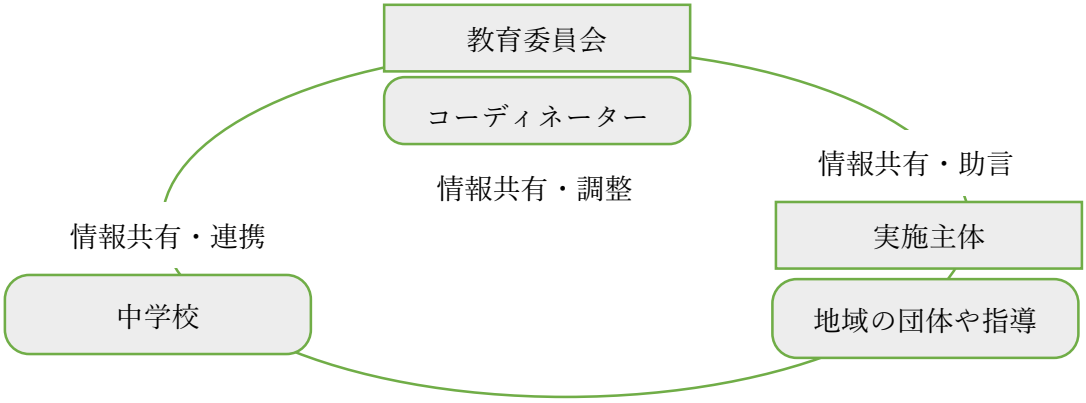
（１）運営主体

本町における運営主体は、学校部活動と地域の指導者や団体とをつなぎ、総括する役割を担います。当面は大郷町教育委員会が運営主体となり、将来的には地域の団体等に委託することを検討します。

（２）実施主体

本町における実施主体は、地域の団体や指導者であり、地域展開の受け皿となる役割を担います。具体的には、スポーツ関係団体（体育協会、スポーツ少年団、総合型スポーツクラブなど）文化芸術団体、文化協会、競技団体、クラブチームなどを想定しています

【市町村運営型の一般的な体制イメージ図】



※コーディネーターは、運営及び実施を担う団体の育成確保に努める。コーディネーターは、行政（常勤、会計年度職員）教育（現職、退職）、スポーツ関係団体、地域おこし協力隊　等を想定

（３）運営体制

運営主体に、学校部活動と指導者等のマッチングを行いながら、生徒が継続してスポーツ、文化芸術活動に親しむことができるよう体制を整備します。

なお、学校、地域の実情により主に２パターンによる体制を整備していくことを検討します。

① 市町村運営型

町が運営団体となり、あるいは町が中心となって社団法人や NPO 法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者

を派遣する体制を検討します。

② 地域クラブ運営型

総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学や、地域の体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体など多様な 運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、 多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制を検討します。

③ 合同部活動による活動環境の確保

前記①②の体制を整備することが困難な場合は、学校部活動の地域連携として、必要に応じて合同部活動等を導入し、学校設置者や学校が、地域の協力も得ながら、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保する検討をします。

【参考】宮城県学校部活動と地域クラブ活動等のガイドライン第２版より

（４）管理責任

地域クラブ活動中の事故やトラブル等については、生徒や指導者等に対し、ケガや 事故等を補償する保険や、個人賠償責任保険の加入を義務付けるなど、管理体制の整備についても検討します。

（５）広域連携

他の自治体と連携し、近隣市町村の地域クラブ活動への参加や、近隣市町村の中学校に通う生徒が、本市の地域クラブ活動に参加することもできるよう検討していきます。

２　指導者の確保・育成

県指導者バンクや地域のスポー ツ・文化芸術団体等に働きかけながら，競技指導のほか生活習慣の確立や人間関係の構築に資することができる指導者の確保に努めるとともに，生徒の多様なニーズや健全育成に応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進めていきます。

３　適切な休養日や練習時間

地域クラブ活動では、生徒の心身の成長に配慮し、健康に生活を送れるよう次の基準を遵守して活動を実施します。

なお、休日は練習試合や大会への参加が多くなるため、休養日の設定にあたっては、関係者が連携し調整を図ります。

４　活動場所

町内の学校施設をはじめ、公共のスポーツ・文化施設などの利活用を想定しています。「送迎の負担」も考えられることから、活動場所は、現在のそれぞれの活動拠点となっている学校施設での実施を基本に進め、公共のスポーツ・文化施設等の利用は、必要に応じて検討していきます。

５　会　費

地域クラブ活動は、参加者からの会費によって自立的な運営を行い、将来にわたって持続的な活動を目指します。

そのため、参加にあたり、従来の学校部活動に追加の費用が発生することが想定されます。

生徒や保護者、地域住民等の負担過重とならないよう、誰もが参加しやすい体制を検討していきます。

６　計画の見直し

この計画は、スポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活 動の在り方に関する総合的なガイドライン」や令和７年３月に宮城県が策定した「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン」をもとに、本町の現状に応じて策定したものです。

今後、県の方針が改定された際や、学校や地域の実情に応じて、見直しを行います。